

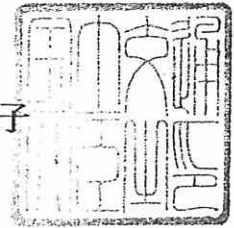


認 定 書

国住指第2211号
平成14年5月17日

社団法人石膏ボード工業会
会長 須藤永一郎 様

国土交通大臣 林 寛子



下記の構造方法又は建築材料については、建築基準法第68条の26第1項(同法第88条第1項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、同法第2条第七号の二及び同法施行令第107条の2第一号(柱:45分間)の規定に適合するものであることを認める。

記

1. 認定番号

QF045CN-9033

2. 認定をした構造方法又は建築材料の名称

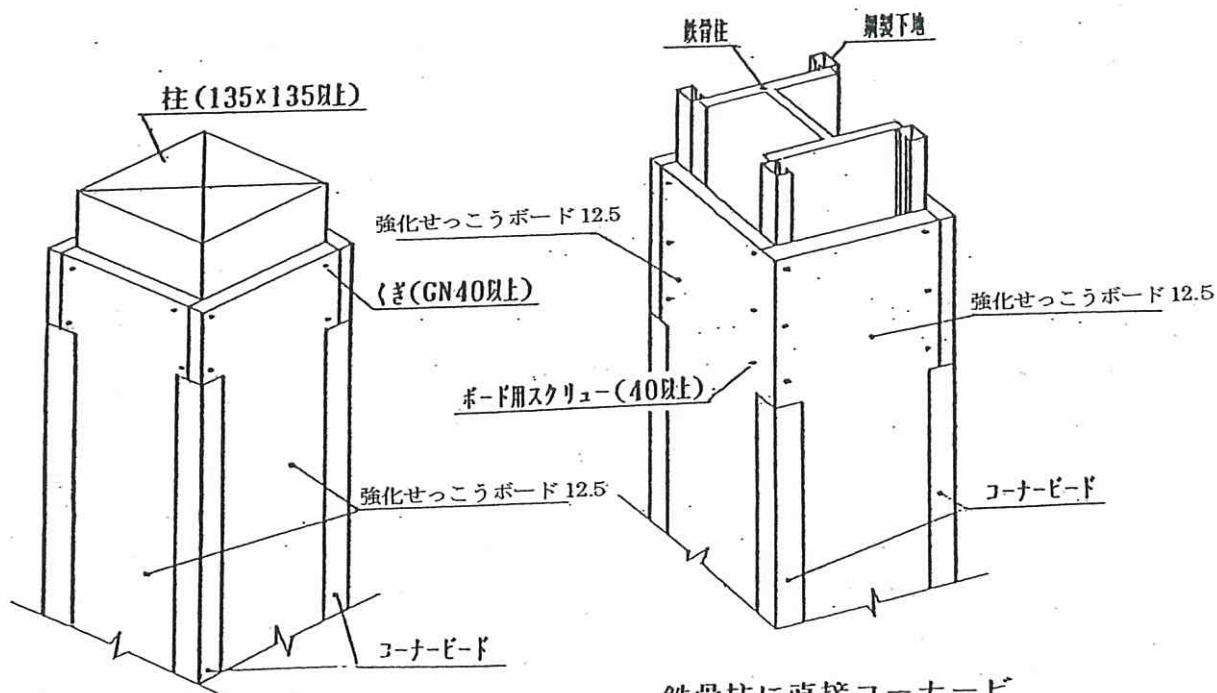
強化せっこうボード被覆柱

3. 認定をした構造方法又は建築材料の内容

別添の通り

認定番号	QF045CN-9033	認定年月日：平成14年5月17日
品目名	強化せっこうボード被覆柱	申請者名：社団法人 石膏ボード工業会 東京都港区西新橋2-13-10 (吉野石膏虎ノ門ビル) TEL(03)3591-6774

1. 用途 柱
2. 試験機関名 建設省建築研究所
3. 構造説明図 (単位 mm)



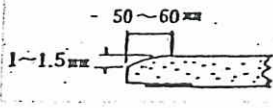
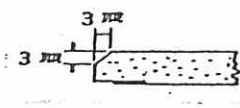
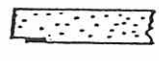
2×4工法の場合、柱の断面寸法は606 (140×140) を標準とする

鉄骨柱に直接コーナーボードを取付け、強化せっこうボード張りしたもの

4. 材料等説明

4-1 主構成材料

1. 強化せっこうボード

種類 項目	GB-F (V)		GB-F (N)	
国土交通大臣認定番号	NM-8615			
日本工業規格	JIS A 6901			
厚さ (mm)	12.5±0.5			
寸法 (mm)	606×1820 910×1820	606×2420 910×2420	606×2730 910×2730	606×3030 1210×2420
	(許容差: 幅 0、-3 長さ +3、0)			
側面形状	①テーパエッジ 		②ベベルエッジ 	③スクエアエッジ 
比重	0.75 以上			
重量(kg/m ²)	9.0 以上			
含水率 (%)	3.0 以下			
組成 (しん材)	GB-F (V)		GB-F (N)	
①せっこう	95%以上		95%以上	
②ガラス繊維	0.4%以上		0.4%以上	
③ひる石	2.5%以上		2.5%以上	
④ガラス網	—		あり (網目 5mm角)	

2. 柱

(1) 木造

日本農林規格に定める品質を有するもので、断面寸法は 135 mm角以上のものとする。

(2) 鉄骨造

鉄骨柱は、JIS G 3353 (一般構造用溶接軽量 H 形鋼) の規格品とする。

4-2 副構成材料

1. 鋼製下地材

JIS A 6517 (建築用鋼製下地材) の規格品とする。

2. せっこうボード用くぎ及びスクリュー

(1) せっこうボード用くぎ

JIS A 5508 (くぎ) の規格該当品とし、長さは 38.1 mm以上のものとする。

(2) せっこうボード用スクリュー

JIS B 1125（ドリリングタッピンねじ）に規定するせっこうボード用スクリューで、長さは40mm以上のものとする。

(3) 補強用コーナービード

コーナービードは、防錆処理を施した亜鉛鉄板製またはアルミ製のもので、厚さは約0.4mm、幅は25～30mmのものを標準とする。

5. 標準仕様(施工仕様)

(1) 木造の場合

- ① 強化せっこうボードは、突き付け張りとし、目すきのないように張る。
- ② くぎ留めの間隔は150mm以下とする。
- ③ 強化せっこうボードの継ぎ目部分（出隅部分）は、補強用コーナービードをあてがい、留付け材で固定し、ジョイントコンパウンドを塗りたいらに仕上げる。
- ④ ジョイントコンパウンドは、下塗りが乾燥・硬化した後、さらに薄く上塗りをしたいらにする。

(2) 鉄骨造の場合

- ① 鋼製下地を鉄骨柱に直接または取付け金物をかいしてボルトまたは溶接等に取り付け、強化せっこうボードを張る。
- ② 鉄骨柱に木材等をかいして強化せっこうボードを張る場合もある。
- ③ 強化せっこうボードの張り方は、(1) 木造の場合と同じである。

6. 付帯条件

なし